

事 務 連 絡
令和3年12月21日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を実現するとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や分配機能の強化による「新しい資本主義」の起動等を通じて経済を成長させ、その果実を基に国民の所得を幅広く引き上げさらなる成長につなげていく「成長と分配の好循環」を実現するためには、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算も含め、今後の公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）において要請した内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図るよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、地方公共団体に対して別添のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。